

令和4年4月8日

保護者の皆様へ

箕面学園高等学校  
学校長 大長庸祐

## 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について

「新型コロナウイルス感染症」については、指定感染症に指定されており、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に定める第一種感染症とみなされます(学校保健安全法施行規則 昭和33年文部省令18号第18条2項)。このため、当該感染症にかかった場合は、治癒するまで学校保健安全法により出席停止になっております。

また、感染症の予防上、登校を控えたい場合についても出席停止扱いとなります。出席停止期間は、欠席扱いとはなりません。

### \*出席停止となる場合

- ①医師の判断で「新型コロナウイルス感染症」となった場合
- ②生徒、または同居家族がPCR検査を受ける場合(職場の指示で定期的に受けているものは除く)
- ③生徒が濃厚接触者と特定された場合(接触者との間柄、接触日を記入してください)
- ④生徒、または同居家族に発熱等・風邪症状がみられる場合
- ⑤感染の予防上、保護者が生徒の登校を控えたい場合

\*出席停止の期間 ①治癒するまで ②結果がでるまで ③保健所の定める期間  
④症状が治まるまで ⑤その期間

### \*学校へ提出するもの

- ①提出の必要はありません。
- ②③④⑤新型コロナウイルス感染症等出席停止取扱いのお願い

当日朝保護者からの欠席連絡があった場合お渡しします。後日記入して提出してください。

※③…学校の調査により濃厚接触者と特定された場合は、提出の必要はありません。